

## 「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(改定素案)」に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

○ 意見募集期間 平成30年12月21日(金曜日)～平成31年1月21日(月曜日)

○ 提出された意見の概要

- ・意見提出件数 37件
- ・意見提出者数 10人、1団体

○ 意見内容

区分	件数
第1 計画の基本的考え方	0件
第2 現状	2件
第3 ホームレス自立支援施策の推進方策	20件
第4 ホームレス自立支援施策の推進体制	6件
その他	9件
計	37件

○ 県の考え方

区分	件数
A 新たな計画に反映しました	12件
B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策は既に取り組んでいます	1件
C 今後の政策運営の参考とします	13件
D 反映できません	1件
E その他(感想・質問等)	10件
計	37件

平成31年3月

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課

「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（改定素案）」に関する提出意見と反映等の考え方一覧表

【該当箇所】

第1 計画の基本的考え方

第2 現状

第3 ホームレス自立支援施策の推進方策

第4 ホームレス自立支援施策の推進体制

その他

【反映区分】

A 新たな計画に反映しました

B 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます

C 今後の政策運営の参考とします

D 反映できません

E その他（感想・質問等）

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	反映等の考え方
1	第3	県営住宅に空きがあれば率先して居住させるなど、県全体としての取り組みを考えたほうがよいと思う。また、再び路上生活をさせないために、ワークショップを設けるなど、メンタルケアも考えたほうがよいと思う。	C	自立相談支援機関や関係団体と連携し、居住支援や再路上化の防止に取り組んでまいります。
2	第3	住居喪失者は路上（野宿）生活者だけではありません 東京都が行った昼夜滞在可能な店舗で寝泊りしながら不安定就労に従事する、住居喪失不安定就労者等の実態は、東京都により「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」として2018年1月26日に公表されています。この報告によると、インターネットカフェ等をオールナイト利用する「住居喪失者」は都全体で1日あたり約4,000人（オールナイト利用者に占める構成比 25.8%）、そのうち「住居喪失不安定就労者」は約3,000人（住居喪失者に占める構成比75.8%）と推計されています。 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法では第2条にホームレスの定義がありません。概数調査においては、見える形での路上（野宿）生活者は減少しているようですが、「住居喪失者」としての切れ目のない全体把握と対応が必要になっています。	A	計画では、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方も含め、支援していくこととしております。不安定な居住環境にある方に対しても、支援窓口の周知により、未然防止に取り組んでまいります。
3	第2	自立の評価に違和感があります 実施計画（改定素案）では表9の説明を、「自立に向けた今後の希望としては、『アパートに住み、就職して自活したい』という方が13.9%、であるのに対し、『今のままでいい』という方は38.7%となっており、今の暮らしのままで良いという割合が高くなっています。」と説明しています。しかし、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事を見つけない：7.6%」「何らかの福祉を利用して自活したい：9.7%」「寮付の仕事で自活したい：3.9%」「アパートで就職して自活したい：13.9%」を見れば、35.1%の方が「自活したい」と回答しています。身体の不調を訴えている方が29.1%いる事も考えれば、「自活したい」とする数字にこそ着目すべきです。	A	ご意見を踏まえ、「自活したい」という旨の回答に関して追記しました。

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	反映等の考え方
4	第4	<p>公的機関は機能しているのでしょうか            東京都調査で実態がよく判ります。生活や健康、就労について相談できる場所の認知度は「ハローワーク：85.4%」「区市町村の生活・就職相談窓口：71.1%」「福祉事務所：55.1%」です。一方で実際に相談したことがある場所は、「ハローワーク：39.1%」「区市町村の生活・就職相談窓口：22.9%」「福祉事務所：14.9%」です。相談できる場所があることを知っていても、実際には相談するには至らない方が多数存在しています。また相談した経験があっても「過去に相談した際に断られた：31.7%」があり、相談の手続きが面倒だから：30.9%とする回答も多数あります。            自立のために就労を希望されても、住まいを失っていると様々な点で困難があります。            一人ひとりの置かれている状況を踏まえて、公的機関、特に福祉事務所の機能の一層の発揮が求められています。</p>	A	<p>生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所等の支援窓口の一層の普及に取り組むとともに、一人ひとりの実情に応じた支援に取り組んでまいります。</p>
5	第3	<p>積極的な健康支援をすすめてください            現在の健康状態について、身体の不調を訴えている者が多数おり、このうち治療等を受けていない者が4分の3は居ると報告されています。健康格差は歴然としています。健康相談や無料低額診療事業の活用などをはじめとして積極的な健康支援を図ってください。</p>	A	<p>巡回相談により医療機関での受診が必要な方がいた場合は、無料低額診療事業を活用するなど、医療機関で受診できるよう取り組んでまいります。</p>
6	第4	<p>民間団体との連携について            「民間団体は、ホームレス等にとって最も身近な存在であり、ホームレス等の生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担うことが期待されます。」とありますが、本来行政が担うべき役割を民間団体ではある意味「やむにやまれず」活動を行っているのではないのでしょうか。民間団体との連携は重要であり効果的に推進すべきことですが、本来は行政が行うべきことを民間団体に押し付けることがあってはなりません。</p>	C	<p>県・市町村の役割を踏まえ、引き続き民間団体と連携しながら取組みを進めてまいります。</p>
7	第2	<p>人の使い捨て社会こそ問題があります            表6の路上（野宿）生活に至った理由において（複数回答）で、「仕事が減った：33.0%」「倒産や失業：32.1%」「病気・けがや高齢で仕事ができなくなった：20.0%」「アパート等の家賃が払えなくなった：13.9%」などが上位に並んでおり、従来からの流動的雇用である建設日雇労働市場や派遣・非正規労働市場の拡大に見られる、労働社会の変容により生み出されている社会的背景があることを抜かりして考えることはできません。人の使い捨て社会こそ問題があることを忘れてはなりません。</p>	E	<p>ご意見として承ります。</p>
8	その他	<p>今回の計画に、全面的に賛成します。            15年間の長期にわたっても、ホームレスの方々が半分しか減らないのは、それなりの理由があると思います。            しかし、ここで、これらの政策を中止すれば、また増加が懸念されます。            ぜひ、今後もこれらの政策を継続されるよう強く希望します。</p>	E	<p>引き続き、ホームレスやホームレスになるおそれのある方への支援に取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	反映等の考え方
9	第3	ホームレスを地域の一員として認める、との文章があるのはとても良いと思いました。 ただ、「自立＝経済的自立」の視点が強く、全国調査で約40%のホームレスが回答している「今のままでいい」という要望を無視しているように感じます。福祉では「自立＝自分の生活を自分で決めること」です。 望まないホームレス状態を未然に防ぐ防止策は練られていると思います。ですが、自分の住まいとして野宿を選択した方々も地域の一員であり、安心安全に住めるようなご配慮も織り込んでください。	C	ホームレスの方の意向や状況に応じた支援に取り組んでまいります。
10	その他	県は2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪の競技会場となっていますが、これまでの世界大会を開催した地域ではホームレスの排除が進んだ地域が少なくありません。(1)世界大会運営にあたって、周辺の野宿者の方に対してはどのような対応を予定しているのですか？(2)その対応について支援計画に記載する予定はありますか？(3)これまでの競技会場の改修工事の中で、野宿者の方々の立ち退きを要請した事実はありますか？	E	「第4 ホームレス自立支援施策の推進体制」の「2 (4) 公共施設管理者等との連携」に記載しているとおり、公園や競技会場等の公共施設の管理者等に対し、ホームレスの支援施策について情報提供するなど連絡・連携を図り、ホームレスの意向、状況を踏まえた適切な支援が行われるよう取り組んでまいります。
11	その他	県が発行する人権啓発冊子『HUMAN RIGHTS 人権を考える』の21頁に「ホームレスが今後どのような生活を望んでいるか」のグラフを掲載している意図は何ですか。32%が「今のままでいい」と回答した結果だけを掲載することはホームレスへの偏見を助長する可能性すらあるように感じるのですが、例えば「ホームレスのいわれなき暴行や暴言の被害状況」のグラフなどに差し替えることはできませんか。	E	ご意見として承ります。
12	その他	本計画はSDGsの趣旨を踏まえて取り組むと記載されているのですが、特にターゲット11にもある災害への対応についてはどのように考えているのですか。(ターゲット1.5:2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。)近年の異常気象や首都直下型地震への不安、1月4日の寿地区での火災から防災・減災への取り組みについて気になりました。	E	災害対応も含め、SDGsの趣旨を最大限反映できるよう県、市町村をはじめ、関係機関相互の連携強化及び民間団体との連携や協働を図りながら、取り組んでまいります。
13	第4	17頁の同項に「道路や公園等の公共施設で生活するホームレスやその支援施策について、公共施設の管理者等に必要に応じて情報提供し、適切な支援につなげられるよう連携に努めます」とあるのですが、公共施設の管理者に情報提供をすることで寧ろ排除が進むのではないかと危惧しています。具体的にどのような情報が提供されているのですか。	E	公園や競技会場等の公共施設の管理者等に対し、ホームレスの支援施策について情報提供するなど連絡・連携を図り、ホームレスの意向、状況を踏まえた適切な支援が行われるよう取り組んでまいります。
14	その他	ホームレスの中でもマイノリティとなるのは女性や30歳未満の若い世代の方ですが、県では支援の際、女性や若いホームレスの方にどういった配慮をしているのですか。	E	生活困窮者自立相談支援事業等の中で支援を行うほか、女性保護事業などの支援事業により、一人ひとりの実情に応じた支援が行われるよう取り組んでまいります。
15	第3	これまでホームレス特措法下でとくに十分に実施されてこなかった状況にある、野宿を支える支援が弱く、特に体の具合の悪い人も多いため、野宿状態での医療受診ができるようにして下さい。	C	ご意見を参考に、健康状態に不安のある方を把握し、必要な場合は医療機関につなげられるよう、市町村や関係機関と連携してまいります。

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	反映等の考え方
16	第3	ホームレスになる前、もしくは生活保護受給になる前に、生活に困窮し、このままでは近いうちに生活保護受給にならざるをえないと不安を抱えて、役所の窓口に行くと、「お金が無くなってから来て下さい」と帰されるという声を多く聞くので、その段階でも個別に対応していただき、課題解決に向けた相談・支援をしていただきたい。	A	本計画では、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方も対象としております。生活困窮者自立支援法の下、一人ひとりの実情に応じた支援を行ってまいります。
17	第3	地域により実情に差はあると思うが、「ホームレスが一人も確認されていない町村」の場合でも、それが実態と即しているかはわからないし、上記のような「前段階」にある人は必ずいると思うので、窓口の対応を徹底していただきたい。	A	生活困窮者自立支援法に基づき、ホームレスになるおそれのある方への支援に取り組んでまいります。
18	第4	「神奈川県内を対象として策定する実施計画です。」となっていますが、P17の「県・市町村の連携」では、「取組みに関する必要な情報の共有を図るとともに、連携して施策の実施に取り組めます」となっていますが、神奈川県内の各自治体職員に対して、実施計画の趣旨を徹底する必要がある。 現実に藤沢市では野宿生活者のいる場所が工事になった際に、道路管理課から移動を求められ、野宿している当事者が質問したが、「人権に配慮した発言」や「自立の助長」という視点はなく、そもそも神奈川県がホームレス自立支援実施計画を策定していることも知らなかった。 神奈川県内を対象であるなら、全ての自治体の関係する部署に、実施計画の趣旨を徹底する研修会などを行うべきである。	C	ご意見を参考に、県内の各自治体と情報共有を図るとともに、庁内間でも共有し、本計画の普及に取り組んでまいります。
19	第4	藤沢市ではさいか屋というデパートのガードマンが、特定の野宿生活者に出入り禁止を伝えています。しかも、売店が無償で提供している販売促進物のコーヒーも渡すなどいっています。 このような事実があった場合は、野宿状態をよく知る支援団体等を活用し、野宿に対する理解を勧め、地域社会からの排除が行われないようにして下さい。	C	ご意見を参考に、ホームレスに対する人権尊重意識の高揚に取り組んでまいります。
20	第3	「ホームレスの生活する場所に赴き、現在の状況を把握し、必要な支援につなげられるよう」とあるが、困窮状態にあるものの、支援を希望しない野宿生活者に対しては、支援団体等を活用して、ありのままを受けとめ、待つことも重要な支援である。存在そのものを受け入れる支援についても検討してほしい。	C	ホームレスの方の意向や状況に応じた支援に取り組んでまいります。
21	第3	ハウジングファーストという概念があるように、生活の拠点となる居住場所の確保は極めて重要である。「ホームレス自立支援施策」や「無料低額施設を活用」しなくても、野宿生活者が居宅生活を希望した場合は、速やかに居宅移行できるような支援を行うべきである。このような施策についても検討してほしい。	C	ご意見を参考に、自立した居宅生活が可能となった場合は、福祉事務所等と連携を図りながら、民間賃貸住宅情報の提供などにより、入居支援に努めてまいります。
22	第3	「体調悪化の場合（中略）適切な治療が受けられるように支援します」とあるが、実際にはお金がないために門前払いになったり、同行した支援者が医療費の支払いを求められたりしている現状があります。野宿生活者が医療受診を希望した場合は、県単費事業として予算を確保し、医療受診ができるようにするべきであると考えます。	D	生活保護制度による医療扶助や無料低額診療事業の活用などによる支援を行うこととしており、県単による事業は予定しておりません。引き続き、医療が必要な場合は医療機関につなげられるよう、市町村や関係機関と連携してまいります。
23	その他	様々な自立支援施策を行って、脱野宿を行う支援はたくさんあるが、野宿状態を支える支援は見当たらないので、社会的排除や襲撃がなく、まずは安心して野宿ができる状態を作るという支援が必要である。	C	県では、一人ひとりの実情に応じ、それぞれが必要な支援につなげることが大切であると考えており、ホームレスの方が少しでも多く支援につながるよう、取組みを続けてまいります。

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	反映等の考え方
24	その他	野宿生活者に関する理解を進める施策が弱いと思われるので、襲撃や排除などがあつた場合は必ず人権研修などを行うという施策が必要である。	C	ご意見を参考に、ホームレスに対する人権尊重意識の高揚に取り組んでまいります。
25	その他	渋谷や寿町などで、路上生活者・経験者のお話を伺っています。支援という文脈ではなく、人生話を伺うとか、生き抜く知恵を伺うとか、そういったことです。そういった方々のお話を伺っていると、自立計画（自立？）、支援計画に肌が合わず、居を定めても出て行ってしまふ…という方々に少なからず出会います。自分自身は畳の上で布団で寝る方がありがたいなあと思いますが、そうではない方々がいる時に流れ流れていく在り方とか、ホームがレスしてるのでなく路上で生活している在り方とかを、飄々と支えてくれるお役所・法案があるという、現代日本を生きる上で、なんだか少しほっとします。路上生活者をゼロにするのが目的ではなく、とか、多種多様なニーズに沿うとかいう文章が入っていたのは、ちょっとほっとしました。どうぞ、よい案を作成してくださいませ。	E	引き続き、ホームレスやホームレスになるおそれのある方への支援に取り組んでまいります。
26	その他	神奈川県改定素案を読みました。自分の住んでいる横浜市の素案と比べて読みました。比べるのもおかしいのですが、横浜市よりも県の方が人権が全面的に取り上げられているように感じました。逆に言えば、横浜市は人権は9項目中7番目に小さくあるのみで、自立支援とその後のアフターケアを何度も何度も繰り返すだけ。神奈川県は重点方策の1番目に人権を掲げているのが印象的でした。素案も読みやすかったです。ホームレスの問題は深刻だと思います。ただ、数は減っている。経緯も様々です。自立ばかり押し進めては、本来見つめるべき課題を十分に見つめることのない「支援」となってしまう、結局意味をなさない「支援」になってしまうのではと思っています。そうなると、押し進めるべきなのは周囲がホームレスの人たちを見つめる眼差しを変えていくことだと思っています。地域社会の、多様性を受け入れることのできる眼差しをどのように醸成させるか。ただ、そんな現実離れたことも言っていないのが現状なので、横浜市の実施計画と県の計画でうまくバランスが取れているのだと思います。人権については、学校教育へのアプローチと団体との連携とありましたが、子どもたちへのアプローチはすごくいいと感じると同時に、今の地域社会についてはどのように「眼差し」を、段階的に変えていこうと考えていますか。例えば子育て世代や壮年層などは、理解のある人達もいますが偏見の眼差しが鋭い人が多くいます。具体的に県としてそのあたりをどう考えているか、教えてください。また、学校教育でそのあたりを教えることに、どのような影響があつてホームレスの人権を守ることになるのか、ロジックがあれば教えてください。	E	学校教育においては、教職員向けに人権教育の研修会を実施し、社会教育においては、啓発資料等を活用するなど、ホームレスに対する人権尊重意識の高揚を図ります。人権教育によりホームレスについての理解を深めることで、偏見や差別意識の解消に取り組んでまいります。

番号	該当箇所	意見要旨	反映区分	反映等の考え方
27	第3	ホームレスの問題について国と地方自治体の時限立法責務、ホームレス自立支援特別措置法も2017年8月に国会において10年の延期が可決された。 今が第何期でどの様な実施計画をされているのか少しデータ不足でわからないが、自分が寿町の越冬をはじめ様々な活動に参加して見た感じ、援対もそれなりによくやってくれていると思われる。曰く、ホームレスの自立の支援を第1にホームレスになりそうな地域への支援など・・・様々な問題に取り組んでくれている。越冬時の臨時泊者の想定外の多さに対する臨時のドヤ借り上げetc・・・などなど。 しかしどうしても自立という点で就業につなげようとする部分が強く感じられる。ホームレスだった人が安心立命出来て何かやりがいのある仕事につけるのが一番良いのだが・・・。その支援を押し付けるのではなく、何か良い方法でお願いしたいのだが・・・。	A	就業だけではなく、一人ひとりの実情に応じた支援に取り組んでまいります。
28	第3	ホームレスの再路上化の一端に大規模無料低額宿泊所では対人関係等で退所を余儀なくされることも考えられます。また、一方で空き家が社会問題にもなっています。この両者のマッチングは、ホームレス等が地域の中で暮らし、住民の偏見や差別意識の解消に一定の機能を果たすと考えます。	C	ご意見を参考に、自立した居宅生活が可能となった場合は、福祉事務所等と連携を図りながら、民間賃貸住宅情報の提供などにより、入居支援に努めてまいります。
29	第3	ホームレスが自らすすんでホームレスになったのではなく、社会の構造的な歪みの結果であり、誰でもホームレスになり得る可能性を強調すべきと考えます。	A	「第2 現状」の「ウ 路上（野宿）生活までのいきさつ」において、路上生活に至る前の職業や路上生活に至った理由を記載しています。
30	第3	「民間団体等と連携して、地域への理解促進」とありますが、どのような方策を考えているのでしょうか？	E	今後民間団体等と検討してまいります。
31	第3	ホームレスに限らず、様々な少数弱者がいます。そうしたことを教育を通して伝えていって欲しいと考えます。	B	引き続き、様々な人権課題について人権教育の研修会を実施したり、啓発資料等を活用するなど、人権教育に取り組んでまいります。
32	第3	ホームレス等生活困窮に陥りやすい人は、福祉制度に疎いことが考えられます。直接的に当事者への周知は勿論のこと、住民間の連携も含めての周知が前提となるよう配慮して欲しい。	C	ご意見を参考に、生活困窮者自立相談支援機関など、支援制度の周知に取り組んでまいります。
33	第3	ホームレスの中には、様々な事情があり、生活保護が馴染まない人達もいることを考えると一時生活支援事業は一定の受け皿になると思います。是非、実現を希望します。	A	本文にも記載しているとおり、生活困窮者一時生活支援事業については、本県としても必要な事業と認識しており、実施に向けて準備を進めております。
34	第3	県内の3郡の町にそれぞれホームレスが存在すること、県としてもホームレスの現状・実態を把握する必要があることから県と町との合同による巡回相談の実施の実現を要望します。	A	市町村と連携し、県域全体での巡回相談の実施に取り組んでまいります。
35	第3	長期的な路上生活により様々な疾患がある可能性が高く、長期的な治療を要することが考えられます。切れ目のない保健指導や治療が受けられるよう医療機関への啓発等の必要を感じます。	C	ご意見を参考に、健康状態に不安のある方を把握し、必要な場合は医療機関につなげられるよう、市町村や関係機関と連携してまいります。
36	第3	個々の就業ニーズに対応することは単に「働けば良い」ということではないと考えます。就業ニーズとのマッチングが雇用の継続・促進に繋がると考えます。	A	個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓、求人情報の収集、提供に取り組んでまいります。
37	第4	市町村がホームレス対策に積極的に関わるには県の取組が重要と考えます。県内全てのホームレスを支援できるよう県としての積極的な施策の実施を望みます。 また、県内市町村でホームレスが確認されていないからといってホームレスがいないことには繋がらないと考えます。ホームレスが確認されていない自治体も含めて啓発・連携の必要性を感じます。	A	市町村と連携し、ホームレスになるおそれのある方も含め、支援に取り組んでまいります。